

令和7年第6回清瀬市農業委員会議事録

令和7年6月24日午前9時00分から午前9時40分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

- | | | | | | |
|---|------|--------|-------|-------|-------|
| 1 | 出席委員 | 会 長 | 第10番 | 松村 俊夫 | |
| | | 会長職務代理 | 第12番 | 小寺 正明 | |
| | | 第1番 | 齊藤 正樹 | 第2番 | 小寺 一壽 |
| | | 第3番 | 村山 昇 | 第4番 | 村野 和博 |
| | | 第5番 | 村野 正明 | 第6番 | 森田 庄司 |
| | | 第7番 | 中村 正一 | 第8番 | 新井 誠子 |
| | | 第9番 | 村山 孝 | 第11番 | 高橋 将則 |
| | | 第13番 | 坂間 和弘 | 第14番 | 土屋 俊治 |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 遠田真史・吉富貴晶・山下航平

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
(2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
(3) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
(4) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
(5) 農地法の届出について〔5条関係〕
(6) その他

議 長 皆さん定刻になりましたので、令和7年第6回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。

本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第9番の村山孝委員、第11番の高橋将則委員となっております。よろしくお願いいたします。議案第1号 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いします。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項に

については、その議事に参与することができないということになっておりますので、小寺一壽委員はしばらくの間、退室をお願いします。

～小寺一壽委員退室～

議 長 事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは農地を相続した場合、農業経営の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請は7件あり、まず1件目のみ説明いたします。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 1件目の報告を齊藤委員と土屋委員よりお願いいたします。

齊藤委員 6月10日に土屋委員と申請者のご子息と事務局の山下さんと現地調査を行いました。露地ではとうもろこし、ナス、にんじんなどを栽培しており、作付けのないところは草一つないように耕耘されていました。問題ないと思います。

土屋委員 6月10日に齊藤委員と申請者のご子息と事務局の山下さんと現地調査を行いました。補足として農地内にはビニールハウスが19棟あり、とうもろこし、きゅうり、トマト、ほうれん草が栽培されておりました。休耕中のハウスも綺麗に耕耘されておりました。全体を通して問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
小寺一壽委員の入室を許可します。

～小寺一壽委員入室～

議 長 続いて農業委員会会議規則第10条に基づき、村山孝委員はしばらくの間、退室をお願いします。

～村山孝委員退室～

議 長 事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 2～7件目につきましては区画整理に伴う換地処分後の農地で改めて相続税納税猶予制度を適用するために証明書が必要となる案件です。それでは村山孝委員に関連する3件目について説明いたします。

[事務局より説明]

議 長 3件目の報告を齊藤委員と村山昇委員よりお願いいたします。

齊藤委員 6月16日に村山昇委員と事務局の吉富係長、山下さんと現地調査を行いました。対象地は綺麗に耕耘されており、問題ないと思います。

村山昇委員 6月16日に齊藤委員と事務局の吉富係長、山下さんと現地調査を行いました。齊藤委員と同意見で問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。
村山孝委員の入室を許可します。

～村山孝委員入室～

議 長 それでは事務局より残りの案件について説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

[事務局より説明]

議 長 齊藤委員と村山昇委員より2件目及び4から7件目の報告をお願いします。

齊藤委員 6月16日に村山昇委員と事務局の吉富係長、山下さんと現地調査を行いました。2件目については、ハウスが建てられており、花卉の栽培がされていました。4件目については、作付けはないものの綺麗に耕耘されておりました。5件目についても、作付けはないものの綺麗に耕耘されておりました。6件目については、緑肥が撒いている箇所とトウモロコシを栽培している箇所がございました。7件目については、全面トウモロコシが栽培されておりました。いずれの農地も良く管理されていたので、全件問題ないと思います。

村山昇委員 6月16日に齊藤委員と事務局の吉富係長、山下さんと現地調査を行いました。工事の完了直後はどの農地も雑草が繁茂しておりましたが、現在はどの農地も良く管理されておりました。問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。議案第2号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。

議 長 事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類になっております。申請は5件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った土屋委員より1件目の報告をお願いいたします。

土屋委員 5月30日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。該当地の大半が栗畑であり、下草は短く整えられていました。一部の露地でかぼちゃとさつまいもを栽培、ネットで囲われた箇所ではブルーベリーを栽培していました。問題ないと思います。

議 長 2 件目の報告を森田委員よりお願いいたします。

森田委員 6 月 9 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。現地はネギやキュウリなどの野菜が栽培されており、雑草等も少なかったため問題ないと思います。

議 長 3 件目の報告を村野正明委員よりお願いいたします。

村野正明委員 6 月 9 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は自宅の北側にある 2 筆でとうもろこし、きゅうり、かぼちゃなど多品目の夏野菜を栽培しておりました。問題ないと思います。

議 長 4 件目の報告を村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員 6 月 1 6 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。農地は 1 カ所でじゃがいも、きゅうり、なすなど多品目の野菜を栽培していました。問題ないと思います。

議 長 5 件目の報告を村野正明委員よりお願いいたします。

村野正明委員 6 月 1 7 日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象地はきれいに耕耘されており、境木も剪定されていたため、問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。議案第 3 号 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査についてを議題とさせていただきます。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。申請は 1 件です。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った齊藤委員と村山昇委員より 1 件目の報告をお願いいたします。

齊藤委員 6 月 1 6 日に村山昇委員と貸付人及び借受人、事務局の吉富係長、山下さんと現地調査を行いました。こちらは 2 年前に貸借を開始しており、今回はその契約期間を更新する申請です。対象地ではトウモロコシ、ナスなど多品目の野菜を栽培しておりました。雑草等もほとんどなくよく管理されているため、問題ないと思います。

村山昇委員 6 月 1 6 日に齊藤委員と貸付人及び借受人、事務局の吉富係長、山下さんと現地調査を行いました。前回の貸借時から農地の効率的な使用を継続しているので問題ないと思います。

議 長 只今担当委員及び事務局より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」についてを議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第 1 0 条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、小寺一壽委員はしばらくの間、退室をお願いします。

～小寺一壽委員退室～

議 長 事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは生産緑地の買取申出を行う場合、必要となる証明書になります。申出は 1 件です。申出者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 こちらの買取申出事由は死亡でございます。何か質問はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。
小寺一壽委員の入室を許可します。

～小寺一壽委員入室～

議 長 議案第5号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。
農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は2件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。5月13日から6月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。議案第6号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について事務局で説明をお願いします。

事務局 はい、依頼は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 これは生産緑地の買取申出に係る協力依頼という形でございます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。

(2) 会議の報告について

①農業委員会地区別広域連携会議

令和7年6月11日（水）午後1時30分より小平市中央公民館で行われました。参加者は会長、事務局です。
事務局より報告をお願いいたします。

事務局

北多摩北部農業委員会広域連携会議について報告いたします。
当日は松村会長及び事務局で、出席して参りました。
主な議題として、東京都農業施策に関する意見の集約及び令和7年度都農業会議の決議に基づく各事業（活動）についての説明がございました。
農業施策に関する意見として、都市農業継続のため認定農業者に満たない小規模事業者への支援並びに新規就農者・後継者に対するサポートの充実、及び畜産農業者への支援策の充実を要望いたしました。東京都農業会議の各事業の説明として、生産緑地バンクや農地長期貸借促進奨励事業、農業体験農園の開設支援事業についての説明がございました。
以上でございます。

議 長

②第137回一般社団法人東京都農業会議通常総会

令和7年6月17日（火）午後1時30分より新宿マインズタワービジョンセンターで行われました。参加者は会長、事務局です。事務局より報告をお願いいたします。

事務局

6月17日、東京都農業会議第137回通常総会及び令和7年度第1回事業推進協議会に出席しました。
出席者は松村会長及び遠田です。総会では令和6年度事業報告及び収支決算、令和7年度収支予算の補正について、理事及び監事の専任について、役員報酬総額の決定について議論され、全件承認されたところでございます。
事業推進協議会では、農業会議事業計画として、農業会議の実施する事業や、農業委員会との提携活動、農政情勢についての説明がございました。
また、全国農業新聞の普及推進に尽力した農業委員会として、清瀬市が東京都農業会議・全国農業新聞東京都支局より表彰されました。こちら副賞としまして金一封をいただきましたので、農業委員積立金として積み立てさせていただきます。
会議の報告は以上でございます。

議 長

以上が会議の報告でございます。

(3) 会議の日程について

①第7回清瀬市農業委員会

令和7年7月22日(火) 午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

委 員 特にありません。

事務局 事務局はありません。

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第6回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。